

一 般 質 問 通 告 書

平成 25 年 6 月 4 日

阿見町議会議長 倉持 松雄 様

阿見町議会議員 海野 隆 印

平成 25 年第 2 回阿見町議会定例会において、次の事項について質問したいので通知します。

質問事項	質問の要旨	答弁者
1 阿見町入札及び契約制度の現状と改革について	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度の入札改革の内容について ・阿見町入札・契約制度改善検討委員会の開催回数と具体的な検討議題について ・指名入札における指名業者を選定する権限は誰にあるか。指名はどのような基準・方法で行われているか ・設計価格等見積りはどのような方法で行われているか ・設計価格について公表しない根拠は何か ・建設工事以外の予定価格はこれまでも非公表となっているが、建設工事で予定価格を公表している理由及び今回一般競争入札のみ事後公表する根拠は何か ・阿見町建設工事における予定価格公表実施要綱（平成 16 年 3 月 19 日告示第 16 号）第 5 条の（3）の内訳書提出を求めたことがあるか ・予定価格の決定は誰の権限で、どのような資料を判断の根拠に実施されているか ・入札結果について入札参加業者及びそれぞれの入札金額、落札率などを積極的に公表すべきではないか ・現行建設工事 2,000 万円以上の一般競争入札の対象範囲を拡大すべきではないか。また参加資格での条件制限を撤廃すべきではないか ・物品やサービスなどについても一般競争入札を原則として拡大すべきではないか、また予定価格を非公表としている根拠は何か、公表すべきではないか ・現行議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分について見直す考えはあるか ・随意契約は運用基準で契約条件が厳密に決められている。契約に際しては複数業者から見積書を徴求し予定価格を設定するなど競争性を確保することとなっているが契約執行は適正に行われているか。天田町長就任以降、検査や監査のために事後的に業者から見積もりを徴求したというようなことはなかったか ・現行の指名停止基準及び措置を厳格化し、HP 上に公表する考えはないか ・茨城県と重複する参加指名願業者の手続き書類を簡素化する考えはないか ・発注者支援データベースを活用しているか ・電子入札に移行する具体的な日程スケジュールはできているか 	町長
平成 25 年 06 月 04 日受領・受付番号 10		

※ 質問の趣旨は、できる限り具体的に記入願います。

※ 電話・FAX等により申し込みはできません。

一 般 質 問 通 告 書

平成 25 年 6 月 4 日

阿見町議会議長 倉持 松雄 様

阿見町議会議員 海野 隆 印

平成 25 年第 2 回阿見町議会定例会において、次の事項について質問したいので通知します。

質問事項	質問の要旨	答弁者
2 太陽光発電システムの価格について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給食センターに導入された太陽光発電システム価格の設計及び見積りをした時期はいつか ・ 入札形式及び参加資格の条件はどのようなだったか ・ 導入された太陽光発電システムの設計価格及び予定価格、落札価格はいくらだったか ・ 給食センター太陽光発電システムのモジュール単価及び各項目別価格はいくらだったか ・ 設計見積りされた時期の太陽光発電システムの平均的価格と導入されたシステムの価格の妥当性についてどのように考えているか ・ 民間と比して行政が導入する太陽光発電システムの価格が高価格なのはなぜか 	町長 教育長
3 子ども達及び高齢者の安全対策の現状と対策について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 茨城県が構想する水郷筑波サイクリングロード環境整備事業の現状と阿見町の整備状況及び課題について ・ 道路交通法改正案の自転車関係の改正ポイントは何か ・ 町内で自転車通行可の歩道はどの程度あるか ・ 児童・生徒の自転車に係る事故件数と登下校途中で事故件数 ・ 自転車通学に係る運転講習や実技訓練について ・ 自転車通学者のいわゆる自転車保険加入率はどの程度か、加入を条件にすることはできないか、町が補助すべきではないか ・ 通学路安全点検及び対策は進んでいるか、見落としはないか ・ 通学時のヘルメット着用について採用する計画はあるか ・ 通学路や狭あい道路など生活道路等の生垣の管理について ・ 高齢者に対しても段差や舗装、歩道の確保など安全安心な道路環境を整備すべきではないか、生活道路の舗装整備を進めるべきだ ・ 陳情に依らずに生活道路のセットバック部分の購入を進めるべきではないか ・ ゾーン 30 の現状と今後の計画 	町長 教育長

平成 25 年 06 月 04 日受領・受付番号 10

※ 質問の趣旨は、できる限り具体的に記入願います。

※ 電話・FAX等により申し込みはできません。